

指定(介護予防)福祉用具貸与重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名 麻屋大北営業所
所在地名 長野県北安曇郡松川村 7027
事業所指定番号 2072900851
管理者・連絡先 耳塚 弘樹 TEL0261-62-4321
サービス提供地域 松川村・池田町・大町市・白馬村・小谷村・安曇野市・生坂村
松本市(旧安曇・奈川村は除く)

2. 事業所の職員体制

管理者 1名
福祉用具専門相談員 2名以上
補助職員（事務・配送）若干名

3. 営業日・営業時間

営業日 月曜日より金曜日 但し、祝日、12月30日より1月3日までは除く
営業時間 午前8時45分より午後5時15分

4. 利用者の負担金

- ① 貸与福祉用具の種目・品名・数量・料金は、契約書に記載されています。
- ② 介護保険の適用がある場合は、料金表のサービス費の1割(負担割合証により2割・3割)が利用者負担金です。
- ③ 利用者負担金は、使用月の翌月の25日に指定の金融機関の口座から振替させて頂きます。領収書は、レンタル終了時、又は4月分から9月分までを11月に 10月分から3月分までを5月に送付させていただきます。
- ④ (現金にてお支払いの場合は、レンタル終了時、4月分から9月分までを11月に、10月分から3月分までを5月にご請求させていただきます)
- ⑤ 貸与の開始日が月の15日以前の場合については月額の全額を、16日以降の場合については、1/2の料金を請求させて頂きます。
解約の場合も同様に、月の15日以前の解約については月額の1/2を、16日以降の解約については、全額を請求させて頂きます。
- ⑥ 貸与の開始と終了が同じ月に行われた場合の利用者負担金は、1ヵ月分となります。

5. サービスの内容

- ①「福祉用具貸与」は、要支援・要介護者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険上のサービスです。
- ②事業者は、利用者の心身の状況・希望・置かれている環境等を踏まえ、適切な福祉用具の選定の援助・取付け・調整等を行います。

- ③ 事業者は、利用者との契約に基づき次の福祉用具を貸与します。
- 1.車イス 2.車イス付属品 3.特殊寝台 4.特殊寝台付属品 5.床ずれ予防具
6.体位変換器 7.手すり 8.スロープ 9.歩行器 10.歩行補助杖 11.認知症老人徘徊感知機器 12. 移動用リフト(つり具を除く)13.自動排泄処理装置 等厚生労働大臣の指定した福祉用具

6. その他の費用

通常の事業実施区域外へのサービスの提供は、km当たり 100 円の交通費を頂きます。

福祉用具の搬出入に通常必要な人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等の特別な措置が必要な場合の費用を頂きます。

7. 中途解約について

利用者が福祉用具の全部又は一部の利用を中止する場合は、1 週間前までに事業者に連絡いただければ解約できます。

利用者が入院・入所等、契約を継続することが出来ない特別な事情が生じた場合は、通知日をもって解約することができます。

8. 相談窓口・苦情対応窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します

① 当社ご利用者相談窓口

電話番号 0261-62-4321 FAX 番号 0261-62-0671

相談員(責任者) 耳塚 弘樹

対応時間 午前 8 時 45 分より午後 5 時 15 分

② 次の公共機関においても苦情の申し出等ができます。

利用者の居住する市町村の介護保険相談窓口

市町村	窓口	市町村	窓口
松川村	0261-62-3111	小谷村	0261-82-2001
池田町	0261-62-3131	安曇野市	0263-71-2000
大町市	0261-22-0420	生坂村	0263-69-3111
白馬村	0261-72-5000	松本市	0263-33-4770

長野県国民健康保険団体連合会 TEL 026-238-1550

9. 事故発生時の対応

- ① 事業所が貸与した福祉用具により事故が発生した場合は、利用者の親族、市町村、介護支援事業者等へ連絡して速やかに必要な措置を講じます。また、事故の原因が事業者の責に帰す場合、所定の手続きを経て損害賠償します。
- ② 事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因解明を行い、再発防止に努めます。